

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第43回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成26年11月4日（火）午前10時

2 場所

大阪高等裁判所第6会議室

3 出席者

（委員）大島忠郁，河内鏡太郎，小佐田潔，三井誠（委員長），山田庸男

（庶務）竹口大阪高裁総務課長，植田大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）北川大阪高裁事務局長

4 議題

(1) 弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

(2) 判事の再任等候補者に関する情報の取りまとめについて

(3) その他

5 議事

(1) 弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

○ 庶務から，受付期間経過後に提出された情報があったことを報告した。

○ 具体的な記述に欠ける情報については，中央の委員会に送付しないこととされた。

○ その余の情報については，受付期間経過後に提出された情報を含め，中央の委員会に送付することとされた。

(2) 判事の再任等候補者に関する情報の取りまとめについて

○ 庶務から，提出された情報の中に作成者の氏名の記載がなく，また，2枚目は，○，×，△のアンケートであり，具体的な記載がない情報，今回の指名候補者以外の者の情報及び受付期間経過後に提出された情報があったことを報告した。

○ 協議の結果，作成者の氏名の記載がなく，また，2枚目は，○，×，△のアンケートであり，具体的な記載がない情報及び今回の指名候補者以外の者

の情報については、中央の委員会に送付しないこととされた。

ア 直接地域委員会に提出された情報について

○ 専ら裁判官の訴訟指揮に対する不満を論ずるにすぎない情報については、中央の委員会に送付しないこととされた。

○ その余の情報については、中央の委員会に送付することとされた。

イ 近畿弁護士会連合会及び京都弁護士会を經由して提出された情報について

○ 専ら裁判官の判断の当否についての不満を述べるにすぎない情報については、中央の委員会に送付しないこととされた。

○ その余の情報については、弁護士会が取りまとめて提出されたものであること及びその中に任命候補の裁判官の所属庁と対応しない弁護士会所属の弁護士から提供された情報があることを明らかにした上で、受付期間経過後に提出された情報を含め、中央の委員会に送付することとされた。

(3) その他

○ なお、山田委員から別添のとおり要望書が提出された。これに関し、要望書の1については、委員から、次のような発言があり、要望書の2については、次回の委員会で議論されることとなった。

- ・ 現在の情報収集の方法では、所属庁に着任後間もない候補者についての情報が集まりにくい状況になっているのではないか。大阪高裁管内では、例えば、大阪弁護士会所属の弁護士が、神戸や奈良の裁判所に行くことはよくあることであり、高裁管内の弁護士が他の地家裁の裁判官の情報提供をしやすい環境にあるといえる。情報提供者が少なくなるという事態はよくないので、幅広く情報を集める方向で検討してみてもどうか。裁判官の職務の独立性への配慮も大事であることは当然であるが、こうした見直しによる影響はないのではないか。これまでの当地域委員会や中央の委員会でも議論されてきていることは承知しているが、制度の運用開始から年数が経っていることもあり、よりよい制度にするため、当地域委員会での議論を受けて、全国的な運用の改善を促したい。制度運営の活性化につながる議論は継続的に行っていくべきであり、情報提供の在り方を見直す議論

は大切ではないか。

- ・ 現在の運用は、制度発足後10年以上にわたって継続しているものであり、一定の信頼を得ているものと思われる。また、指名候補者が再任を希望し、指名諮問の対象となっていることは、候補者個人のプライバシーの問題であるし、むやみに情報収集の範囲を拡大すれば、裁判官がプレッシャーを感じて、萎縮することも考えられる。したがって、これは、ただ情報収集の範囲を広げればよいというような単純なものではなく、裁判官の独立への影響やプライバシーの保護とのバランスをとる必要があり、慎重な配慮が求められる問題である。
 - ・ 提供される情報量が少ない場合にこれをどう見るかについては、評価が分かれるところであろう。情報の量と裁判官の資質についての判断は別の問題ではないか。情報の収集依頼を行い、候補者の再任に関する適否についての情報が提出されてこないということは、裁判官としての資質に問題はないと理解してよいのではないか。
 - ・ この議論は難しいテーマである。要望書記載の見直しを実施した場合のメリットがはっきりすれば、見直しが相当かどうかの判断材料となるが、現段階ではそのメリットが分からない。
- 次回の地域委員会は、平成27年下半期の再任等候補者及び平成27年10月期の弁護士任官候補者の任命に関する審議を行う予定であり、平成27年3月6日（金）午前10時から開催されることとなった。

以 上

平成26年11月4日

大阪地域委員会
委員長 三井 誠 殿

委員 山田 庸 男



要 望 書

小職は、地域委員を拝命して2年余になります。下級裁判所裁判官指名諮問委員会の制度趣旨、理念は、裁判所での内部情報のみではなく、適切かつ妥当な手法による多くの外部情報も収集し、公正で信頼できる選任・再任手続を行うために地域委員会での外部情報の適切な収集を求められているものであります。ついては、地域委員会として現在の収集方法では不合理な事案が散見されますので、今後の運営に際し、以下の事項について地域委員会で協議し、収集方法について改善されるよう指名諮問委員会に上申して頂くよう要望します。

協議の結果、地域委員会の賛同を得られた場合は、指名諮問委員会に委員長名での上申を希望するとともに、合意を得られない場合は、議事録に添付をお願いします。

記

- 1、現在、判事の再任に際しての情報収集のあり方として、現任庁に対応する検察庁・弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供し、所属する検察官、弁護士から情報の提供を受けることになっているが、現行の情報収集のあり方では、現任庁の赴任期間が1年未満の場合も同様に扱われ、情報提供の対象期間が短い実質上情報が提供されにくく、本制度の趣旨が十分に生かされていない。

現に平成27年上半年期裁判官指名候補者の中には、本年4月に赴任された者が2名、本年6月に赴任された者が1名存在し、収集対象期間としては不合理と言わざるを得ない。

ついては、大阪高裁管内の指名候補者の名簿は、高裁管内の検察庁・弁護士会に提供して情報提供を求め、高裁管内の現任庁以外の検察庁・弁護士会からも情報収集するべきであると思慮する。例えば、大阪地裁が現任地の場合でも、他府県所属の弁護士が代理人として受任することは当然ありえるので、収集先として実務に則しており、かつ高裁管内であれば合理的な収集範囲と思われる。また、大阪高裁が現任庁の指名候補者は管内のすべての弁護士会に情報を求めており、事務的にも煩瑣になることはない。

仮に、そのようになれば、現任庁での勤務が短期間でも前任庁が大阪高裁管内であれば、前任庁での情報収集を行ったことになり、制度趣旨にもかなうと思慮される。

- 2、次に、指名諮問委員会規則の17条では第10条説明の要求又は意見の聴取、第11条協力依頼の条項が準用されているが、現在の日程ではそもそも第10、11条の活動を地域委員会で想定しないスケジュールとなっている。例えば、2015年度上半期再任期裁判官（指名候補者）の場合、情報提供の締め切りが10月24日、地域委員会の開催が11月4日、指名諮問委員会への情報提供が11月1日となっており、制度趣旨や規則の解釈上このような日程の設定を再考するべきである。

現に、提供された情報の中には、訴訟指揮に関する情報として裁判官の適否に関する記載のないものがあるが、場合によっては再収集の必要があるものと判断されるものもある。

以上